

外国人技能実習制度の ご案内

地域振興と産業の活性化を図るために、外国人技能実習事業を実施致しています。

この制度は、開発途上国に対しその企業の持つ技術・技能等を技能実習生に修得させ、それぞれの国の経済発展を担う人材育成に貢献すると共に、企業の活性化と生産性への貢献等に対応することが出来ます。

この制度をご利用になりたい方、若しくは興味がある方は下記までご連絡下さい。

連絡先 師崎商工会・東海愛知経営支援協同組合

住所 愛知県知多郡南知多町大字

片名字新師崎8-3

電話 0569-63-0349・0064

F A X 0569-63-2141

外国人技能実習制度の概要

●「外国人技能実習制度の基本理念」

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。

技能実習法には、技能実習制度が、このような国際協力という制度の趣旨・目的に反して、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保等として使われることのないよう、基本理念として、技能実習は、

- ①技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行わなければならないこと、
- ②労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこと が定められています。

●受入れのできる職種 82 職種 146 作業 (製造業及び食品製造業)

◎機械・金属関係等 15 職種 29 作業

鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき等、

◎食品製造関係 11 職種 16 作業

缶詰巻締、食鳥処理加工業、加熱性水産加工食

品製造業、非加熱性水産加工食品製造業、水産練り製品製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、パン製造、総菜製造等

◎繊維・衣服関係 13 職種 22 作業

紡績運転、織布運転、染色、ニット製品製造、たて編ニット生地製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具制作、カーペット製造、帆布製品製造、布はく縫製、座席シート縫製等

◎その他の製造関係 13 職種 28 作業

家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、工業包装、塗装、溶接、自動車整備、ビルクリーニング、介護等

◎農業関係 2 職種 6 作業

◎漁業関係 2 職種 9 作業

◎建設関連 22 職種 33 作業

詳しくは厚生労働省 HP 技能評価試験の試験科目・範囲・細目対比表

●滞在期間

第1号技能実習1年+第2号技能実習2年の合計3年。但し、優良な実習実施者及び監理団体の基準に適合し、且つ3級の技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験(実技試験)に合格した場合は、第3号技能実習2年が延長することができます。上記の職種以外は研修1年の滞在。

●受入れできる国 当監理団体(商工会・組合)では次の送出国から受入を行っております。

- ①中華人民共和国、②ベトナム社会主義共和国、③インドネシア共和国、④フィリピン共和国、⑤ミャンマー連邦共和国

●受入れのできる人数(1社当たり)

常勤従業員数 (パートを除く)	30人以下	31人～ 40人	41人～ 50人	51人～ 100人	101人～ 200人	201人～ 300人
技能実習生受入れ可能人数	3人	4人	5人	6人まで	10人まで	15人まで

※常勤従業員2人以下の企業の場合、常勤従業員数を超える人数を受入れることはできません。
 ※建設業においては、固有要件があり上記の受入れ可能人数ではありませんので、ご確認下さい。

●受入申込の承認について

技能実習生受入事業の申込を受けた企業は、内部委員会にて協議の上申込の可否を決定する。

●その他

- ◎技能実習責任者(技能実習に関与する職員を監督する立場にある常勤役職員)の選任
- ◎実習指導員(習得させる技能について5年以上の職務経験を有する常勤の役職員)の配置
- ◎生活指導員(常勤の役職員)の配置
- ◎技能実習生用宿舍の提供

※目安として6畳1間に2人以下・台所、トイレ、シャワー設備・寝具、調理器具、食器等

外国人技能実習生受入れのスケジュール

●技能実習生1号を受入れるまで

商 工 会 ・ 協 同 組 合				内 容
4～5月	6～7月	10～11月	12～1月	技能実習生受入れ申し込み
8月初旬	10月下旬	1月初旬	4月初旬	送出国訪問技能実習生選抜(面接)
8月中旬	11月中旬	1月中旬	4月中旬	実習実施機関に関する各種書類取り揃え
9月下旬	1月初旬	3月初旬	6月初旬	技能実習計画認定申請提出(外国人技能実習機構)
11月下旬	3月初旬	6月中旬	7月中旬	在留資格認定証明書交付申請提出(JITCO)
12月初旬	4月初旬	7月初旬	9月初旬	在留資格認定証明書交付申請取次(在留管理局)
1月中旬	5月初旬	7月中旬	9月中旬	在留資格認定証明書発行(在留管理局)
2月中旬	5月下旬	8月中旬	10月中旬	査証発行(在日本大使館)
3月	6月	9月	11月	入国

※外国人技能実習機構以下「機構」、出入国在留管理局以下「入管」

●講習及び技能実習の流れ(3年又は5年)

時期	12月分の1ヵ月	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	9ヵ月目	10月目	12月目
1年目	技能実習1号(1年)	入国後講習176時間・講習中の企業面談にて受入ガイドライン・生活リエンション	実習実施者に配属 受検申請連絡票提出	技能検定等の受験申込(基礎級又は初級)	在留期間更新許可申請 ※入管提出(※在留期限が6ヵ月の場合)	技能実習計画認定申請書(2号) ※機構提出	技能検定等の受験(基礎級又は初級)	在留資格変更許可申請(2号) ※入管提出	
2年目	技能実習2号(1年目)							在留期間更新申請 ※入管提出	受検申請連絡票提出(専門級又は随時3級)
3年目	技能実習2号(2年目)		技能検定等の受験申込(専門級又は随時3級)			技能検定等の受験(専門級又は随時3級)	技能実習計画認定申請書(3号)	在留資格変更許可申請(3号) ※入管提出	技能実習終了又は資格変更(3号)
みなし再入国による一時帰国(1ヶ月以上)									
4年目	技能実習3号							在留資格変更許可申請(3号) ※入管提出	受検申請連絡票提出(2級)
5年目						技能検定等の受験申込(専門級又は随時3級)			技能検定等の受験(2級)

訪問指導：入国1年目は毎月実施。

監査：3ヶ月に1度3年間実施

技能実習生 1号2号受入に係る費用

1. 入国時

- ①外国人技能実習生受入初期費用 技能実習生1人当たり約 65,000 円～(渡航費約 30,000 円～60,000 円、技能実習生保険(死亡 1500 万円他)約 33,180 円/37ヶ月分)
- ②講習費用 技能実習生1人当たり約 35,800 円(寮費 20,000 円(水道光熱費含む)、雇入れ時の健康診断費 7,000 円)※入寮しない場合は、寮費 20,000 円は不要。(自社寮より通学の場合③)
- ③自社寮費用等負担 入国後約1ヶ月の講習中は、寮費及び寮での水道光熱費について実習実施者が負担。(実習実施者(受入企業)の負担。)
- ④講習手当 技能実習生1人当たり 60,000 円～85,000 円/約1ヶ月(生活費)
※講習時昼食事代として現物支給 8,800 円(22日分)を含む
- ⑤技能実習生総合保険 死亡 1,5 百万円、賠償責任 1 億円 保険料 33,180 円
- ⑥その他 JITCO 年会費 50,000 円～(資本金①3000 万円以下、②3000 万円以上、③3 億円以上)

2. 月費用

①監理費(毎月)

- ・技能実習生1人当たり約 20,000 円～28,000 円 ※訪問距離等によって異なる。

(内訳:送出機関管理費、事務手数料、介護職種は送出機関の管理費を 5,000 円～10,000 円加算)

②賃金月額

- ・技能実習生1人当たり約 160,000 円

3. その他費用

- ・機構及び入管への実費 申請等の印紙1人 4,000 円・申請手数料等実費1人 3,900 円等
- ・技能検定試験費用:技能実習生1人当たり約 20,000 円(入国後1年目と3年目に各1回)
- ・帰国渡航費用:技能実習生1人当たり約 30,000 円～60,000 円

注)在留中の3年間で、JITCO 申請取次ぎ料等が3回発生します。この取次事務費は商工会と協同組合の事務費で充当します。

科 目	支 払 額	控除額	内 容
賃 金	約 160,000 円 (時給約 926 円) 参考:超勤 1158 円	社会保険料・ 所得税・住民 税	所得税等※中国は非課税。ベトナム・インドネシア他は課税の場合があります。 ※但し、産業別最低賃金が業種によって採用される場合があります。
宿舍費等 ※実習実施 者が確保		水道光熱費 を含み 例として 約 15,000 円	月額基準賃金(約 160,000 円)から社会保険等の本人負担分及び家賃等を控除 ※家賃・水道光熱費は徴収費用の説明書(様式第 1-18 号)適正な額であることを説明する。
そ の 他	会費・監理費・保険 等		組合出資金 10,000 円、会費 0 円 監理費は送出管理費を含む。 技能実習生保険は強制
労基法等			最低賃金法・労働基準法など労働関係法令は遵守してください。

※介護職種は別途監理費及び講習費用等を加算。

4. その他

- ・家財一式

技能実習生 3号受入に係る費用

1. 入国時又はみなし再入国

- ①外国人技能実習生受入初期費用 渡航費約 40,000 円～60,000 円、技能実習生保険(死亡 1500 万円他)約 22,390 円/25 ヶ月分
- ②講習費用 技能実習生と同等の日本人とおおむね同額で直接雇用契約
- ③その他費用及び待遇については技能実習生 1号 2号と同じ

<参考>

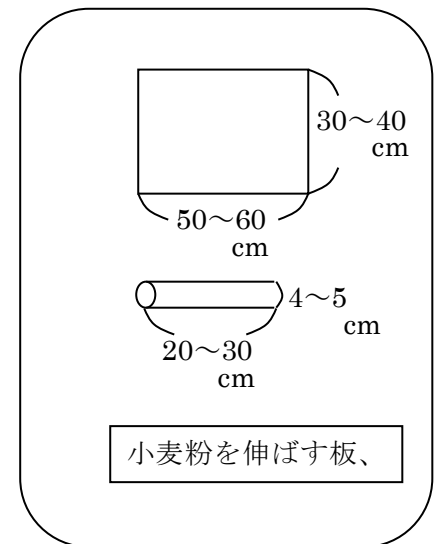
宿舎において用意する備品類

1. 技能実習生個人に貸与する什器備品類

- (1) 寝具類
 - ・敷き布団, 掛け布団, 毛布各1枚
- (2) 衣類収納ケース
 - ・ファンシーケース, 下着類収納ボックス(ケース), ハンガー5本, 洋服ダンス
- (3) 食器類(弁当箱, 茶碗, 丼, 皿, 箸, 麵棒, 小麦練り板)
- (4) その他
 - ・自転車(パンクセット, 空気入れ), 雨ガッパ, ぞうきん, ふきん各2枚

2. 各部屋に用意する備品類(1人部屋, 相部屋を問わない)

- (1) 冷暖房器具
 - ・扇風機, 石油ファンヒーター等, こたつ
- (2) 照明器具
 - ・部屋の大きさによるが原則として30ワット2本の照明器具
- (3) テレビ等
 - ・中古のものでよい(各企業において使用していないものを利用)
- (4) その他
 - ・テーブル, いす, やかん, ポット, ドライヤー



3. 宿舎全体で用意する備品類

※宿舎の大きさ, 入居人数により1台とは限らない。

- (1) 洗濯機
 - ・中古でもよい
- (2) 物干し
 - ・物干し竿, 物干し用ハンガー
- (3) 掃除機
- (4) 炊飯器(炊飯ジャー式のものが多い)
- (5) 厨房施設
 - ・流し台, ガスコンロ, 包丁(菜切り, 文化)まな板, なべ類~中華なべ(ふた付き), 大型のなべ等
 - ・むし器(大型蒸籠2段以上)
 - ・冷蔵庫(大型のもの)
 - ・電子レンジ(ガス代節約のため)
- (6) 食器棚
- (7) シャワー施設
- (8) 消火器

(注) ※以上のような備品類の中で, 各企業において不要品等があれば, そうした中古で結構です。

【中国人用】

<参考>

宿舎において用意する備品類

1. 技能実習生個人に貸与する什器備品類

(1) 寝具類

- ・敷き布団, 掛け布団, 毛布各1枚

(2) 衣類収納ケース

- ・ファンシーケース, 下着類収納ボックス(ケース), ハンガー5本, 洋服ダンス

(5) 食器類 (弁当箱, 茶碗, 丼, 皿, 箸)

(6) その他

- ・自転車 (パンクセット、空気入れ), 雨ガッパ, ぞうきん, ふきん各2枚

2. 各部屋に用意する備品類(1人部屋, 相部屋を問わない)

(2) 冷暖房器具

- ・扇風機, 石油ファンヒーター等, こたつ

(2) 照明器具

- ・部屋の大きさによるが原則として30ワット2本の照明器具

(3) テレビ等

- ・中古のものでよい(各企業において使用していないものを利用)

(4) その他

- ・テーブル, いす, やかん, ポット, ドライヤー

4. 宿舎全体で用意する備品類

※宿舎の大きさ, 入居人数により1台とは限らない。

(1) 洗濯機

- ・中古でもよい

(2) 物干し

- ・物干し竿, 物干し用ハンガー

(3) 掃除機

(4) 炊飯器(炊飯ジャー式のものがよい)

(5) 厨房施設

- ・流し台, ガスコンロ, 包丁(菜切り, 文化)まな板, なべ類~中華なべ(ふた付き), 大型のなべ等
- ・むし器(大型蒸籠2段以上)
- ・冷蔵庫(大型のもの)
- ・電子レンジ(ガス代節約のため)

(6) 食器棚

(7) シャワー施設

(8) 消火器

(注) ※以上のような備品類の中で、各企業において不要品等があれば、そうした中古で結構です。

【ベトナム人用】

外国人技能実習生受入申込書

【事業所の概要】

所在地	〒	T E L	
事業所名		F A X	
代表者名	Ⓜ (年 月 日生)	資本金	
業 種		常 勤 従業員数	

受入希望 人数	受入希望 学歴	受入希望 職歴	技能実習作業内容及び募集要件（職種を具体的に記入）
人			

【貴事業所の状況を把握するため、下記のことについてお答え下さい。】

- 過去2年間において国税の納付を・・・（している・していない）
- 労働保険に加入を・・・（している・していない）
- 源泉徴収事務を・・・（している・していない）
- 技能実習生の宿舍の用意を・・・（出来る・出来ない）
- 過去3年間に不法労働者を雇用して入国管理局の摘発を・・・（受けた・受けていない）

◆技能実習生受入予定企業必要書類（後目下記の書類が必要となります）

- ①会社の登記簿模謄本（個人企業の場合は、住民票）
- ②損益計算書・貸借対照表（直近の年度）
- ③常勤職員数を明らかにする資料【労働保険概算・確定保険料申告書写し】

外国人技能実習生受入申込書（記入例）

【事業所の概要】

所在地	〒470-3502 愛知県知多郡南知多町大字片名字新師崎8番地の3	T E L	0569-63-0064
事業所名	師崎株式会社	F A X	0569-63-2141
代表者名	代表取締役 師崎太郎 印 (昭和 □年 △月 ×日生)	資本金	20,000,000
職種及び作業	(職種) 食品製造/非加熱性水産加工食品 (作業) 乾製品製造・干物加工	常勤従業員数	5人 内役員数(4人)

受入希望人数	受入希望学歴	受入希望職歴	技能実習作業内容及び募集要件（職種を具体的に記入）
3人	高校卒業以上	非加熱性水産加工	(技能実習内容) 干物加工（アジ・サバ・カワハギ等） (募集要件) ・手先が器用な人、まじめな人、おとなし人 (※上記のように、希望があれば記入して下さい。送出し機関が、その希望に該当する人を選抜します。)

【貴事業所の状況を把握するため、下記のことについてお答え下さい。】

- 過去2年間において国税の納付を・・・(している・していない)
- 労働保険に加入を・・・(している・していない)
- 源泉徴収事務を・・・(している・していない)
- 技能実習生の宿舍の用意を・・・(出来る・出来ない)
- 過去3年間に不法労働者を雇用して入国管理局の摘発を・・・(受けた・受けていない)

◆技能実習生受入予定企業必要書類(後日下記の書類が必要となります)

- ①会社の登記簿模本(個人企業の場合は、住民票)
- ②損益計算書・貸借対照表(直近の年度)
- ③常勤職員数を明らかにする資料【社会保険・被保険者報酬月額算定基礎届写し】